

28年度における 固定資産税・都市計画税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1・4%です。

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。27年度の税率は0・25%でしたが、28年度は0・24%です。

3年ごとに価格の見直し（評価替え）を行う制度が取られています。直近の評価替えは27年度に行われ、28年度は原則として27年度の価格を据え置きますが、地価の下落により据え置くことが適当でない場合は下落修正を行います。

28年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）の均衡を図る調整措置（負担調整）が継続されます。

価格に対して前年度課税標準額の割合が一定水準以上の土地は税負担が据え置かれたり引き上げられたりする一方、

一定水準以下の土地は引き下げられます。このため、前年度より価格が下がった土地でも、税額は据え置かれたり引き上げられる場合があります。

中高層耐火住宅などの固定資産税都市計画税の納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日（月）に発送します。第1期の納期限は5月31日（火）です。

評価額を据え置きます。次の対象家屋で、固定資産税の新築軽減が適用されている家屋は、27年度で適用が終了し、本来の税額に戻ります。

【対象家屋】①24年1月2日～25年1月1日に建築された一般住宅（次の②以外の家屋）
②22年1月2日～23年1月1日に建築された3階建て以上

【対象家屋】①24年1月2日～25年1月1日に建築された一般住宅（次の②以外の家屋）
②22年1月2日～23年1月1日に建築された3階建て以上

28年度から、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の各手当額が改定されました。

特別徴収（年金天引き）の方へ
介護保険料・仮徴収のご案内

介護保険料は、毎年7月に住民税の課税内容などを基に決定します。そのため、特別徴収（年金からの天引き）の4月・6月・8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただきます。

28年度の介護保険料は、7月中旬に発送予定の介護保険料額決定通知書（兼納入通知書）で、お知らせします。

8月の仮徴収額を変更（平準化）する場合があります。ただし、収入の変動などで再度保険料額が変更になった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。仮徴収額を変更した場合は、介護保険料額決定通知書でお知らせします。

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777（内線4910・4911）へ。

市税などの納付には

口座振替をご利用ください

口座振替制度は、指定した金融機関等の口座から納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。金融機関等に支払いに行く手間が省け、納め忘れが無くなるなどの利

点がありません。ぜひご利用ください。

利用できる市税など
市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税

西武信用金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東京都民銀行、武蔵野銀行、東和銀行、八千代銀行、西京信用金庫、東京信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、東京みらい農業協同組合、東京都信連および東京都の各農協、ゆうちょ銀行・郵便局。

の前月末までに、納税課宛てに郵送してください。市が手続きを代行します。

市外の金融機関等をご利用の方や来庁する時間がない場合などは、書類を郵送します。

※今年度分の申し込みは、1期分から口座振替を開始できない場合もあります。詳しくは納税課管理係 ☎470・7729へ問い合わせてください。

振替え済みの確認
口座振替後の「振替済通知書」は送付しません。預貯金通帳を記載し、振替え済みの確認をしてください。

軽自動車税は、口座振替した方に一括して、6月中旬に「口座振替済通知書」を送付します。

特別児童扶養手当
特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）で、それが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害の方に支給されます。

①愛の手帳1～3級程度
②長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童。ただし、施設入所者、児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している方に支給されません。

※申請者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり。
【手当月額】2万6830円

特別障害者手当
障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする方（身体障害者手帳1級および2級の一部程度または、それらと同等の疾病、精神障害の方に支給されます。ただし、施設入所者および障害年金などの受給者には支給されません。

※申請者本人・扶養義務者の所得制限あり。
【手当月額】1万4600円

心身障害者福祉手当
重度心身障害者手当

20歳以上で心身に障害のある方（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3級、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方に支給されます。ただし、施設に入所している方、65歳以上で新たに手帳を取得した方は支給されません。

※申請者本人の所得制限あり。
【手当月額】6万円

夜間・休日納税相談窓口を 開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありますか。平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】夜間納税相談窓口
4月27日（水）午後8時～まで
休日納税相談窓口
0・7730へ。

利用できる預金種目
普通預金、当座預金、納税準備預金（後期高齢者医療保険料は利用できません）。

申し込み方法
市内の金融機関等で手続きができます。預貯金通帳、通帳届け出印、納税通知書を持参してください。

また、保険年金課（市役所1階）、課税課・納税課（同2階）などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月

納期を過ぎると口座振替ができませんので、口座の残高などに「ご注意ください」振替口座を登録した後に、固定資産の相続や売買などによる所有権移転登記で納税義務者を変更した場合は、新たに口座振替の手続きを必要があります。また、共有納税義務

建築制限条例の一部を改正します

27年11月19日以上の原地区地区計画の変更に伴い、「東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正し、28年3月30日から施行しました。

この改正では、同地区計画の全面見直しに伴い、「建築物等に関する事項」のうち、建築物の用途の制限や高さの最高限度など、特に重要な規定を新たに定めました。

詳しくは都市計画課土地利用計画担当 ☎470・7782へ。

子育てに関する
利用者支援事業を行っています

市では、子育て中の方や妊婦の皆さんが、主に「保育に関する施設」や「地域の子育て支援事業」の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように、窓口で利用者支援員が情報提供・相談・助言などを行う「利用者支援事

8月の仮徴収額を変更（平準化）する場合があります。ただし、収入の変動などで再度保険料額が変更になった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。仮徴収額を変更した場合は、介護保険料額決定通知書でお知らせします。

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777（内線4910・4911）へ。

重度の心身障害のため、常時特別な介護を必要とする方（重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方、重度の知的障害と身体障害の重複障害の方、重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方）に支給されます。ただし、施設入所者および3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※申請者本人の所得制限あり。
【手当月額】1万5500円